

## 下川町議会基本条例(案)に関するパブリックコメント意見について

- 1 実施期間 令和2年10月15日(木)～11月13日(金)
- 2 閲覧場所 下川町ホームページ、町内公区班回覧等
- 3 応募結果 2名から2件の意見が提出されました。
- 4 パブリックコメントの概要及び回答

意見の概要	意見に対する議会の考え方
<p>「議会の方針を示すことで活性化を期待」</p> <p>一般質問と答弁がかみ合わず、要点が見えにくいことがある。議会の活性化には、一般質問を効果的に進めることが大切。一般質問に積極的に取り組むこと、精度を高めた質問が理想です。そのための姿勢・仕組みもあるとよい。</p> <p>執行者から明確な答えを聞き出すことになると思われる。</p> <p>明確に質問し、きちんと答えていただくことが大切と感じる。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>一般質問は、政治姿勢などを明確にすること、政策を変更させることが目的と効果となります。議員主導で政策を論議することができます。明確な答弁を期待して通告(事前に質問内容を町長に伝える)することになっています。</p> <p>議会基本条例(案)では、①一問一答式(疑問点を一つずつ質問と答弁を繰り返す)を採用し、②町長に反問権(一般質問に対して趣旨などを問い返しすること)を付与して、建設的立場で簡明な質問と明確な答弁による議論を目指します。</p> <p>また、町長等との質疑応答は、事実関係を正確に把握したうえで論点、争点を明確にしていくよう努めます。</p>

意見の概要	意見に対する議会の考え方
<p>「下川町議会が議会基本条例を制定するに当たっての背景、基本的に考え方、議会の目指すべき方向性など」</p> <p>町民と向き合っの議論の場が必要かと思ひます。パブリックコメントで終わりにしないでください。議会は議会の手法があつてほしい。議会こそもっと町民を近くに引き寄せて8名の議員ひとり一人の思ひを伝えて町民とともに作り上げていく、風通しのよいまちづくりのスタートにして頂きたい。町民も動きます。町民の声も拾ってください。</p> <p>「第4条 議員の活動原則」の明記は資質の向上・政策の提言など本当に大切なことが謳われていると思ひます。町民の力を信じて、お互いに信頼し合ひ、実りあるものになるように願っています。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>条例制定にあたり、自治基本条例に基づく町民参加の方法を基本としてパブリックコメントを求めています。パブリックコメントは町民参加の一つのきっかけづくりと位置付けて、この度は意見をいただいた方々と直接意見交換をさせていただきました。</p> <p>今後は、学識経験者からも意見等をいただき、成案として再度パブリックコメントを行う予定であります。</p> <p>コロナ禍ではありますが、ご指摘をいただいたことを十分踏まえ、より良いまちづくりを進めるため、町政への町民参加がより一層推進されますよう工夫をしながら活動してまいります。</p> <p>議員は議決責任と説明責任を果たさなくてはなりません。町民の信頼と負託に応えられるよう、自ら資質の向上を積極的に図ってまいります。</p>